
PHRに関連すると考えられる既存のガイドライン

(本参考資料は、各ガイドラインの概要をお示ししたものです。ガイドラインは適宜更新されており、業務等で御活用の場合には、改めて各学会などへの照会を必ずお願いいたします。)

PHRに係るガイドラインの概要

主な疾病別のガイドラインは下記の通り。

ガイドライン名	学会	概要
高血圧治療ガイドライン	日本高血圧学会	・収縮期血圧と拡張期血圧とでの血圧リスクを分類。 高値血圧・Ⅰ度血圧・Ⅱ度血圧・Ⅲ度血圧に分類し、リスクを評価 ・高血圧レベル別の高血圧管理計画
糖尿病診療ガイドライン	日本糖尿病学会	・血糖値・HbA1cでの計測基準設定 ・これら数値を計測し、糖尿病・糖尿病疑いで分類し、リスクを評価（空腹時血糖・不可後2時間血糖値の2軸で評価） ・リスクに応じて、食事療法・運動療法・血糖下降薬による治療・インスリンによる治療で対応
動脈硬化性疾患予防ガイドライン・エッセンス	日本動脈硬化学会	・LDL/HDLコレステロール値・トリグリセリド・non-HDLコレステロールでの診断 ・喫煙・高血圧・低HDLコレステロール・耐糖能異常・早発性冠動脈疾患家族歴などの危険因子の個数でリスクを分類 ・動脈硬化性疾患予防には早期から脂質異常症に加え、メタボリックシンドローム、喫煙、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病（CKD）、高尿酸血症等の包括的管理
エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン	日本腎臓学会	・尿アルブミン(糖尿病)、尿蛋白量（高血圧・腎炎・移植腎）、GFR区分でリスクを分類 ・生活習慣（禁煙・飲酒・睡眠）及び、栄養管理、高血圧管理による管理を徹底
高尿酸血症・痛風の治療ガイドライン	日本痛風・核酸代謝学会	・血清尿酸値(7mg/dl～)・痛風の発生有無で状態を診断。 更なる血清尿酸値の計測で生活指導か薬物治療かを診断
肥満症診療ガイドライン (高齢者・小児科向けも別途あり)	日本肥満学会	・肥満（BMI \geq 25kg/m ² ）・内臓脂肪面積 \geq 100cm ² などでリスクを分類。 食事療法・運動療法・行動療法・薬物療法・外科療法での治療と管理指導を実施
動脈硬化性疾患予防ガイドライン	日本動脈硬化学会	・脂質異常症診断基準（空腹時採血でのLDL/HDLコレステロール値・トリグリセリド・non-HDLコレステロール）診断
急性心筋梗塞（ST上昇型）の診療に関するガイドライン	日本循環器学会	・高血圧・糖尿病・喫煙・脂質異常・家族歴・慢性腎臓病（CKD）・メタボリックシンドロームなどでリスクを予測 ・問診・心電図・採血・心エコー・胸部X線写真などで再灌流療法（血栓溶解療法・経皮的冠動脈インターベンション（PCI）など）の決定を実施
冠拳縮性狭心症の診断と治療に関するガイドライン	日本循環器学会	・喫煙・飲酒・脂質異常、糖代謝異常・ストレスなどでリスクを予測。 日常生活の管理（危険因子の是正）・薬物療法・PCIでの治療を実施
脳卒中ガイドライン	日本脳卒中学会	・高血圧・糖尿病・脂質異常などでリスクを予測。 血栓溶解法・急性期抗血小板療法・血管内再開通療法・血圧管理での治療を実施
NAFLD/NASH診療ガイドライン	日本消化器病学会	・高血圧・糖尿病・脂質異常などでリスクを予測。 食事療法及び運動療法による体重減少管理を徹底
肝硬変診療ガイドライン	日本消化器病学会	・B,C型肝炎・飲酒・肥満・糖尿病・肝機能異常などでリスクを予測。 蛋白低栄養(血清アルブミン)にて診断を実施 ・経腸栄養剤・分岐鎖アミノ酸顆粒・食事指導などによる管理を徹底
COPD（慢性閉塞性肺疾患）診断と治療のためのガイドライン	日本呼吸器学会	・喫煙・COPDの遺伝素因などでリスクを予測。 問診、身体初見による診断を実施。 抗菌薬・気管支拡張薬・ステロイド薬などによる管理を徹底
肺癌診療ガイドライン	日本呼吸器学会	・喫煙や問診などでリスクを予測。 CT・細胞検査にて診断を実施。 手術・薬物療法などによる治療と、術後の禁煙管理を徹底
大腸癌治療ガイドライン	大腸癌研究会	・運動不足、野菜や果物の摂取不足、肥満、飲酒などでリスクを予測。 CT・細胞検査にて診断を実施。手術・薬物療法などによる治療と、術後の禁煙管理を徹底
骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン	日本骨粗鬆症学会	・生活習慣病・加齢・エストロゲン(卵胞ホルモン)欠乏などでリスクを予測。 DXA・MD・QUS法・X線やMRI撮影にて診断を実施。食事・適切な運動管理を徹底
認知症疾患診療ガイドライン	日本神経学会	・高血圧・糖尿病・肥満・脂質異常症・喫煙・運動・うつ病などでリスクを予測。 問診・BPSD・ADL・全般的重症度にて診断を実施 ・運動は認知症予防に有効とされるが、余暇活動・社会的参加・認知機能訓練などの予防効果については、運動よりも根拠は弱いとしている。
メンタルヘルス対策ガイドライン	厚生労働省	・ストレスなどでリスクを予測。 問診にて診断を実施 ・一次予防（教育・啓発、職場環境の改善）・二次予防（早期発見・早期治療）・三次予防（職場復帰支援、再発予防）の管理。

PHRに係る各ガイドラインの位置づけ

各ガイドラインによる必要な計測項目は下記の通り。ただし、疾病ガイドラインでは健診結果以外にも高い精度の値計測が必要とされている。

生活習慣、各疾病別のガイドラインと、診断・管理のための主な計測項目

	ガイドライン	生活習慣病	メンタルヘルス	疾病																		
				認知症	高血圧症	糖尿病	動脈硬化	CKD (慢性腎臓病)	高尿酸血症・痛風	肥満症	動脈硬化性疾患予防ガイドライン	脂肪肝 (NAFLD / NASH)	心筋梗塞	狭心症	脳卒中	肝硬変	COPD (慢性閉塞性肺疾患)	肺癌	大腸癌	骨粗鬆症		
	ガイドライン	生活習慣病ガイドライン	メンタルヘルス対策ガイドライン	認知症疾患診療ガイドライン	高血圧治療ガイドライン	糖尿病診療ガイドライン	動脈硬化性疾患予防ガイドライン	エビデンスに基づくCKD診療ガイドライン	高尿酸血症・痛風の治療ガイドライン	肥満症診療ガイドライン	動脈硬化性疾患予防ガイドライン	NAFLD / NASH診療ガイドライン	急性心筋梗塞の診療に関するガイドライン	冠攣縮性狭心症の診断と治療に関するガイドライン	脳卒中ガイドライン	肝硬変診療ガイドライン	COPD診断と治療のためのガイドライン	肺癌診療ガイドライン	大腸癌診療ガイドライン	骨粗鬆症の予防と治療ガイドライン		
バイタルサイン	体重	●																			●	
	体脂肪率	●																				●
	BMI(肥満)	●		●						●						●			●			●
	血圧	●		●	●							●	●		●							●
	脈拍	●																				●
	体温	●																				●
	血糖値	●		●		●							●	●	●	●	●					●
	LDL/HDLコレステロール値等	●					●					●	●									●
	尿アルブミン、尿蛋白量等	●						●						●	●	●						●
	血清尿酸値	●								●												●
ストレス	●	●																			●	
歩数・運動・活動量	●			●															●		●	
食生活	喫煙	●		●									●	●			●	●			●	
	飲酒	●												●		●			●		●	
	食事・栄養	●												●				●		●		

生活習慣病自体がリスク因子

3省3ガイドラインの概要

電子化された医療情報を取り扱う医療情報システムに関連するガイドラインとして、厚生労働省、総務省及び経済産業省のいわゆる「3省3ガイドライン」がある。

- クラウド環境で医療情報システムサービスを提供する事業者（開発会社やデータセンター、クラウド事業者など）は、原則として、これらすべてのガイドラインで示される要件（対策項目）を満たすことが求められている。

3省3ガイドラインの概要

	制定年	ガイドライン別の概要
厚生労働省	2017年5月	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版 <ul style="list-style-type: none">病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、助産所、訪問看護ステーション、介護事業者、医療情報連携ネットワーク運営事業者などを対象とするもの。これらを組織で扱う医療・介護情報システムを運営するための組織体制、設置基準および外部委託時に外部事業者と定める内容等を提示している。医療現場におけるBYODの原則禁止についても定めている。
総務省	2018年7月	クラウドサービス事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン (第1版) <ul style="list-style-type: none">医療情報システムを提供するクラウドサービス事業者を対象とするもの。 ※医療情報を扱うクラウドサービスを提供する際に実施すべき情報セキュリティ対策の指針、組織・運用及び物理的・技術的な対策等の要件を提示している。
経済産業省	2012年10月	医療情報を受託管理する情報処理事業向けガイドライン 第2版 <ul style="list-style-type: none">医療情報を受託管理する情報処理事業者を対象とするもの。医療情報処理施設や装置の物理的安全対策、装置やソフトウェア、ネットワークの技術的安全対策、人的安全対策等の要件を提示している。

※PHRサービスに関する記述

- ガイドラインの対象となる PHRのサービスを定義（個人が管理する医療情報（医療機関等が作成した情報）を扱うクラウドサービス）
- 医療機関・個人間の責任分界点（責任範囲）の明確化
- PHRサービス事業者が対応すべきセキュリティ対策（利用者認証、ウィルス対策等）を明確化